

令和5年7月25日

秋田商工会議所 御中

秋田県信用保証協会
会長 堀井 啓一

令和5年7月の大雨による災害について

当協会では、今般の大雨災害に伴い県内の中小企業・小規模事業者が経営上の困難等に陥る可能性があることから、特別相談窓口を設置しております。各窓口では、適時適切な保証、返済猶予等既往債務の条件変更等について、個別企業の実情に応じた親身な対応を実施いたします。

また、今後、金融機関様におかれましても、事業者の皆様より金融支援の相談が増加すること存じます。つきましては、改めて被災者向けの主な制度についてご連絡させていただきますので、ご活用ください。

敬具

1、特別相談窓口について

相談窓口名：「令和5年7月の大雨による災害に関する特別相談窓口」

期 間：令和5年7月18日より当面の間

時 間：9：00～17：10（土日・祝日を除く）

相 談 先：経営支援部、秋田営業室及び各支所

2、主な制度について

【県制度】

中小企業災害復旧資金

保証限度	3,000万円以内
保証期間	10年以内（据置1年以内）
貸付利率	1.35%（セーフティネット保証1～4号及び6号を利用した場合並びに激甚災害の場合は1.15%） ※利子補給はありません。
信用保証料	0%（県が全額負担）
資金用途	運転・設備 ※経営改善計画書（様式中領-1）を提出した場合は、金融債務の返済も可能。
必要書類	市町村から発行される「罹災証明書」

※本制度は、「罹災証明書」が必須となります。

【秋田市制度】

産業活力創造資金（緊急経営支援資金枠）

保証限度額	3,000万円
保証期間	10年以内（据置2年以内）
貸付利率	1.75%（セーフティネット保証4号を利用した場合は1.55%） ※利子補給はありません。
信用保証料	0%（市が全額負担）
資金使途	運転・設備 ※既存借入金の返済は不可。
必要書類	「罹災証明書」または「セーフティネット4号」

※今回の大雨被害に係る資金の場合は、「罹災証明書」又は「セーフティネット4号」のいずれかが必須となります。

*上記2制度については、「罹災証明書」または「セーフティネット4号」が必要となりますが、取得できない場合は、その他の県・市町村制度もご利用いただけますので、ご活用ください。

例) 大雨で一時的に売上減少した
営業車両が水没し、買い替えが必要となった 等

【市町村制度】

各市町村制度もご利用いただけます。

【その他】

・セーフティネット4号については、今般の大雨に係る認定だけでなく、新型コロナを起因とする認定でも上記制度対応は可能です。

(参考)

セーフティネット4号（市町村長の認定）

⇒①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

②災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※①・②のいずれにも該当すること。